

松戸市で新婚生活を始める皆さまへ

結婚新生活住宅支援補助金

松戸市では、結婚を機に新たな生活を始める新婚世帯に…

最大60万円補助します!



補助対象費用

住宅購入費用

リフォーム
費用



賃貸借費用

引越し費用



申請期間/申請方法

まずはHPから、
要件をご確認ください!

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで



市ホームページ

提出必要書類
を準備

オンライン申請
フォームから
必要情報を
入力・添付

入力情報から
作成される
申請書などを
郵送

詳細は、松戸市HP及び、HPに掲載のチェックリスト

松戸市 結婚新生活

検索

を必ずご確認ください。



令和6年6月1日現在

補助対象要件

補助対象者要件（以下の内容を全て満たす必要があります）

<input type="checkbox"/>	令和6年1月1日から、令和7年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された新婚夫婦であること。
<input type="checkbox"/>	令和5年（1月1日から12月31日まで）の新婚夫婦の合計所得が400万円未満であること。上記期間内に貸与奨学金の返済を行っている場合、新婚世帯の合計所得から返済額を控除して計算します。
<input type="checkbox"/>	婚姻日における、新婚夫婦の年齢がともに42歳以下であること。
<input type="checkbox"/>	申請時において、夫婦の住所が当該住宅の住所であること。
<input type="checkbox"/>	他の法令等により、国又は地方公共団体から、同種の補助金交付を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	補助金の交付を受けた日から2年以上、松戸市内に定住する意思があること。
<input type="checkbox"/>	松戸市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。

補助対象費用

※以下のいずれも令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払っている必要があります。

・住宅購入費	婚姻を機に取得する住宅の建物購入費 (新築住宅工事・購入費用、中古住宅購入費用)
・賃貸借費用	婚姻を機に賃借する住宅の敷金、礼金、仲介手数料、家賃・共益費(2か月分を上限とする)
・引越し費用	婚姻を機に行う引越に要した運送業者へ支払う費用 (自ら運搬した場合や友人に頼む等して引越しをした場合は対象外)
・リフォーム費用	婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

補助対象費用によって必要書類が異なりますので、
詳細は市HPおよびHPに掲載のチェックシートを必ずご確認ください。

【問い合わせ先】
松戸市 街づくり部 住宅政策課
TEL: 047-366-7366
✉: mcjuutaku@city.matsudo.chiba.jp



市ホームページ

